

氏名、性別、生年月日  
ご記入ください

## 柏市重症患者等認定申告書(記載例)

ふりがな	受給者氏名
①高額かつ長期	
→本件申請までの12か月の間に、「自己負担上限額管理ノート」の「医療費総額10割分」欄の金額が5万円を超える月が6回以上ある場合は、継続申請をすることができます。申請されるかたは、①欄に丸印をつけ、該当する月の「自己負担上限額管理ノートのコピー」を添えて提出してください。 高額治療継続者の認定の申た月以後のものに限る。)月数が6回以上ある者をいう。	
添付書類	①. 自己負担上限月額管理表
②重症度	
添付書類	①. 小児慢性特定疾病医療意見書 ②. 売吉年金証明書の写 ③. 身体障害者手帳の写 ④. その他 ( 療育手帳の写 )

### 重症

→医療意見書、または身体障害者手帳の写、障害年金証明書の写等を提出することで、重症の継続申請をすることができます。

②欄に丸印をつけ、提出する全ての添付書類に丸印をつけてください。

### 基準①

すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する（小児慢性特定疾患に起因するものに限る）と認められる場合

### 該当する可能性があるものに丸印をつけてください (お持ちの手帳等を参照し、選択してください)

対象の部位	該当箇所に○	眼 眼の機能に著しい障害を有するもの（視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
眼		眼の機能に著しい障害を有するもの（視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの）
上肢		聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
	○	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
		両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
下肢	○	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
		両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
下肢		両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱		1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がりせず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能		身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項（眼の項及び聴器の項を除く。）の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

### 基準②

基準①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合と認められる場合

### 該当する可能性があるものに丸印をつけてください (医療意見書を参照し、該当の疾患群を選択してください)

疾患群	該当箇所に○	悪性新生物 転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患		血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含む。)を行っているもの
慢性呼吸器疾患		気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患		人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	○	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患		発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患		気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの